

ポーランド週報

(2024年1月25日～2024年1月31日)

令和6年(2024年)2月2日

H E A D L I N E S	S
<p>政治</p> <p>検察が国営メディア改革に関わった公証人に対して告訴を起こす考えを発表 カチンスキ「法と正義」(PiS)党首、早期議会選挙を行うべきだとコメント スパイウェア「ペガサス」の使用に関する調査委員会メンバーの就任 シェモニャク特務機関調整官、中央反汚職庁(CBA)廃止法案を作成していると発表 地方自治体選挙に関する動き トウスク首相、「市民連立」(KO)は単独で地方自治体選挙に臨むと発表 ポーランド国営通信(PAP)を清算状態に置くことを裁判所が認定 検察改革を巡るドゥダ大統領発トウスク首相宛の書簡公表 2024年予算法案、ドゥダ大統領は署名するも憲法法廷による審査に付すことに シコルスキ外相とブルトン欧州委員との会談 シコルスキ外相とベアボック独外相との会談 コシニャク＝カミシュ副首相兼国防大臣のEU国防相非公式会合参加 ドゥダ大統領とデンマーク国王フレデリック10世陛下との会見 シコルスキ外相とジョリー・カナダ外相との会談</p>	【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先大使館領事部 電話226965005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
<p>治安等</p> <p>外国人による犯罪が増加傾向 物価上昇等に伴い万引きが増加 ポーランドの2023年汚職指数が47位に</p>	
<p>経済</p> <p>バンド・ポーランド政府戦略エネルギー・インフラ担当全権の任命 2023年ポーランドGDP成長率0.2%増 ポーランド起業家評議会(PRP)の設立 デジタル化大臣が諮問チームを設置 付加価値税が下がる美容業界 スキャンウェイ、韓国の宇宙遠隔探査会社との提携を開始 フランス、ポーランド第2原子力発電所建設への関心を確認 エネルギー転換の遅れ</p>	
<p>大使館からのお知らせ</p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い マイナンバーカード取得のお願い 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 旅券のオンライン申請等の開始について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>	

在ポーランド日本国大使館
ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000
<http://www.pl.emb-japan.go.jp>

政治 内政

検察が国営メディア改革に関わった公証人に対して告訴を起こす考えを発表【25日】

25日、ワルシャワ地方検察は、シェンキェヴィチ文化・国家遺産大臣が行った国営メディアの経営陣の人事交代に関し、手続に関わった公証人に対して告訴を起こす考えを明らかにした。検察は国営メディアの経営陣に変更を加えた際の文書に記されている日時と場所が事実と即していないことを理由に挙げた。有識者の中には、検察に対する影響力を持っている「法と正義」(PiS)が背後にいると分析する者もいる。

カチンスキ「法と正義」(PiS)党首、早期議会選挙を行うべきだとコメント【25日】

25日、カチンスキ「法と正義」(PiS)党首は、メディアに対し、現在の連立政権は無法な行動をとっているため、早期に議会選挙を行うべきだと述べた。カチンスキ党首によれば、新政権を樹立する形で暫定期間を設け、議会選挙を行うことが最善の方法であるという。カチンスキ党首は、「他の方法では問題を解決することはできない。」と発言した。

スパイウェア「ペガサス」の使用に関する調査委員会メンバーの就任【26日】

26日、下院本会議が開かれ、スパイウェア「ペガサス」の使用に関する調査委員会のメンバーに関する人事が行われた。「市民連立」(KO)から3名、「農民党」(PSL)から1名、「ポーランド2050」から1名、「左派」から1名、「法と正義」(PiS)から4名、「同盟」から1名が委員会のメンバーに就任した。委員長に就任したのは、PSL所属のスロカ下院議員であった。同委員会は、2015年11月16日から2023年11月20日までの政府や特務機関等によるスパイウェア「ペガサス」を使用した活動について調査を行う。

シェモニャク特務機関調整官、中央反汚職庁(CBA)廃止法案を作成していると発表【29日】

29日、シェモニャク特務機関調整官は、中央反汚職庁(CBA)を廃止する法案を作成しているところであると発表し、「本年の第1四半期中には閣僚評議会(内閣)による採択に至ることを望む。」と述べた。シェモニャク特務機関調整官は、「我々は、汚職との戦いを弱めるのではなくむしろ強める問題解決策であることをドゥダ大統領に分かってもらえるよう努めていく。」と語り、ドゥダ大統領がどのような行動をと

るのかは分からないと指摘した。

地方自治体選挙に関する動き【30日】

30日、4月7日(日)に地方自治体選挙を実施するという首相令が官報に掲載された。したがって、同日から4月5日(金)までの間、選挙戦が行われる。選挙に出るためには、2月12日(月)までに全国選挙委員会(PKW)に選挙グループの設立を通知するとともに、3月4日(月)までに地方議会選挙立候補者、3月14日(木)までに市町村選挙立候補者についての名簿を提出しなければならない。

トゥスク首相、「市民連立」(KO)は単独で地方自治体選挙に臨むと発表【30日】

30日、トゥスク首相は、記者会見を開き、「市民連立」(KO)は単独で地方自治体選挙に臨むと発表した。KOと「左派」は共同で選挙に臨む交渉を行っていたと考えられていたため、実質的な交渉決裂は驚きのニュースとして受け止められた。トゥスク首相は、10月15日に行われた議会選挙でのモデルは成功を収めたため、構成に変更を加えないようにしようと思うと述べ、選挙に出る構成にかかわらず、結果は似たようなものになると強調した。「新左派」のビェロン共同代表は、「共同の連立で選挙に臨むよう同僚を説こうとしていたが、うまくいかなかった。「左派」としては、遺憾に思う。共同で政権を担っているからには共に選挙に出るのが自然だと思っていた。」旨を述べたものの、「対立は生じない。」と付言した。

ポーランド国営通信(PAP)を清算状態に置くことを裁判所が認定【30日】

30日、ワルシャワ地方裁判所は、ポーランド国営通信(PAP)を清算状態に置くことに同意を与えた。決定を下した根拠については明らかにされていない。22日、ワルシャワ地方裁判所は、ポーランド国営放送(TVP)とポーランド・ラジオ(PR)については、清算状態に置く申請を棄却していた。

検察改革を巡るドゥダ大統領発トゥスク首相宛の書簡公表【30日】

30日、大統領府は、SNSプラットフォーム「X」において、ボドゥナル法務大臣兼検事総長によってバルスキ国家検事がポストから外されたことに関する、ドゥダ大統領からトゥスク首相への書簡を公表した。ドゥダ大統領は、「検事総長がとるいかなる行動も、

国民にとっては、司法が効果的に機能しているという感覚を生むものでなければならず、不確実で混乱した状態を作るようなものであってはならない。」と強調した。

2024年予算法案、ドゥダ大統領は署名するも憲法法廷による審査に付すことに【31日】

31日、ドゥダ大統領は、議会を通過した2024年

予算法案に署名したものの、憲法法廷による審査に付す決定を下した。大統領府の発表によれば、ドゥダ大統領の意に反して1月中旬に議員資格を失ったカミンスキ氏とヴォンシク氏が議会における審議に出席できないまま採択された法案には、手続における疑義が呈されるという。また、ドゥダ大統領は、カミンスキ氏とヴォンシク氏が議員としての権限を行使できない度に同様の措置を取ると示唆した。

外交・安全保障

シコルスキ外相とブルトン欧州委員との会談【25日】

25日、シコルスキ外相は、ワルシャワにおいて、ブルトン欧州委員（域内市場担当）と会談し、ウクライナ戦争から生じる課題に直面する欧州の防衛産業の強化について話し合った。シコルスキ外相は、欧州平和ファシリテーターの下でのウクライナへのさらなる支援策について早期の合意を期待するとともに、欧州の軍需産業の生産能力を高める必要性を強調した。また、EUの安全保障強化における欧州の軍需産業の重要性と有効性を高める手段として、欧州委員会の「欧州防衛産業戦略」への期待も議題となった。会談では、欧州防衛のための別個の基金を創設する構想も取り上げられた。さらに、ウクライナへ供与する砲弾の増産を保証する弾薬イニシアチブを含め、欧州委員会がこれまでに採択した防衛イニシアチブについても協議した。

シコルスキ外相とベアボック独外相との会談【30日】

30日、独を訪問したシコルスキ外相は、ベアボック独外相と会談した。シコルスキ外相は、欧州の民主主義国である独は、ポーランドの同盟国であると強調し、今回のベルリン訪問が、協力に基づくポーランド・独関係の正常化に向けた大きな一歩となることを期待した。シコルスキ外相はまた、両国の間に存在する利害の相違は、建設的に、そして何よりも対立的なレトリックを用いずにアプローチされるべきであると強調した。シコルスキ外相は、独との関係において歴史問題がポーランド側にとって重要な役割を果たし続けていることをベアボック外相に伝えた。この文脈で、シコルスキ外相は、ポーランドの戦死者と戦争犠牲者の記念碑としてベルリンに建設される予定の「ドイツ・ポーランド・ハウス」のプロジェクトについて言及した。両外相はまた、ワイマール・トライアングルにおけるポーランド、独、仏の外相間のコンタクト強化の見通しについても話し合った。

コシニャク＝カミシュ副首相兼国防大臣のEU国防相

非公式会合への参加【30日】

30日、コシニャク＝カミシュ副首相兼国防大臣は、ブリュッセルで開催されたEU国防相非公式会合に参加した。会合ではウクライナへの支援、欧州防衛産業に対する支援及び即応展開部隊の創設等について話し合われ、同副首相兼国防大臣は、ポーランドが2024年7月から2025年6月にかけての間に即応展開能力を備えた戦闘群を新編することを明らかにした。

ドゥダ大統領とデンマーク国王フレデリック10世陛下との会見【31日】

31日、ドゥダ大統領は、ポーランドを訪問中のデンマーク国王フレデリック10世陛下と大統領府で会見した。フレデリック10世陛下がポーランドを訪問するのは、今回が初めてである。「我々は、この訪問が非常にユニークなものであることを十分に認識し、大変楽しみにしている。陛下の初めての外国訪問が我が国で行われることを大変誇りに思う。これは、デンマークとポーランドとの関係に対する陛下の真剣なお気持ちの表れであり、友好の証でもある。」とドゥダ大統領は述べた。

シコルスキ外相とジョリー・カナダ外相との会談【31日】

31日、シコルスキ外相は、欧州を訪問中のジョリー・カナダ外相との会談を行った。会談では、特に安全保障、防衛、エネルギーなどの分野における二国間関係と協力が非常に良好な状態にあることが歓迎された。また、ウクライナ情勢、2024年に起こり得るウクライナの発展、凍結されたロシアの資産をウクライナの支援と復興に充てること、ウクライナに対する国際犯罪の責任をロシアに問うことなどが議論された。さらに、ルカシェンコ政権への制裁に基づく圧力を強化する方法と、ベラルーシの民主主義界と市民社会への支援への両国の関与に強い関心が示された。

治 安 等

外国人による犯罪が増加傾向【25日】

25日、ジェチポスポリタ紙は、「移民の暗い側面」として、近年、外国人による犯罪が増加傾向にあることを報じた。

2023年にポーランドで犯罪を犯した外国人は計1万7,278人であり、前年よりも240人増加し、10年前よりも5倍増加した。国籍の割合は、ウクライナ人が半数を占め最も多く、次にジョージア人2,714人、

ベラルーシ人1,030人と続いている。また、犯罪件数のうち3分の1は飲酒運転であり、約70%をウクライナ人が占めた。

物価上昇等に伴い万引きが増加【29日】

29日、ジェチポスポリタ紙は、物価上昇と窃盗に関する法改正の影響で、万引きが増加傾向にあることを報じた。

警察本部の統計によると、2023年に4万件以上の万引きが摘発された。この件数は、2022年よりも22.2%増加し、2021年よりも60%増加している。

主な原因は、物価上昇による貧困層の拡大である。さらに、2023年10月、800ズロチまでの万引きは軽犯罪で処理され、それ以上の金額は刑事罰が課されるとの法改正が施行されたことも影響しているという。2023年に摘発された万引きのうち、最も多い金額は約600ズロチであり、次に約500ズロチで

あった。主な被害商品は食料品や洗剤等日用品であった。

ポーランドの2023年汚職指数が47位に【30日】

30日、「Transparency International」の2023年報告書が公開され、ポーランドの汚職指数が100点中54点(点数が高いほど汚職率が高い)で、180か国中47位(順位が低いほど汚職率が高い)にあることが明らかになった。

ポーランドの順位は、2015年に指数63点で29位となって以降、順位が下がり続けている。2022年は45位であった。

北欧はもっとも汚職が少ないとされ、デンマークが1位、フィンランドが2位、ノルウェーが4位である。一方、ハンガリー、ブルガリア及びルーマニアが欧州の中で下位となった。

経 済

経済政策

バンド・ポーランド政府戦略エネルギー・インフラ担当全権の任命【29日】

1月29日、マチェイ・バンド氏は、パウリナ・ヘニング＝クロスカ気候・環境大臣より、戦略的エネルギー・インフラ担当政府全権委員に任命された。当方は同省の次官を務める。バンド全権委員は、2012年から2019年までエネルギー規制庁(URE)の長官を務め、市民研究所の専門家でもあった。同政府全権委員の主な課題は以下のとおり。

重要インフラの安全保障の見直し。ロシアのウクライナ侵略から2年目を迎え、ロシアのさらなる西方への拡大が懸念される中、破壊工作のリスクを含む新たなハイブリッドの脅威を特定する必要がある。

政府の原子力プログラムに対する建設的な監査と調査結果の公表。最も重要な検証分野は、ポーランド国営原子力発電会社(PEJ)の財務状況。

第2の原子力発電所プロジェクトに関する最初の決定。現地調査に基づく立地の決定と技術パート

ナーを選定する。

第2のLNGガスポート(FSRU浮体式貯蔵再ガス化ユニット)建設の意義を分析し、関連する決定を下す。

新たなエネルギー源(原子力発電所、洋上風力発電所など)の接続を可能にするためのネットワーク投資を開始する。主なプロジェクトは、ポーランド南部の工業地帯に電力を供給する南北高圧送電線である。

同政府全権委員の事務所が将来どの省庁(産業省、首相府、気候・環境省)に置かれるかに関わらず、同政府全権委員は、エネルギー企業に対する監督官庁が国有財産省にあることを考慮し、関連する行政措置の一貫性を保証しなければならない。また、エネルギー関連部門が持つ権限と特定の省庁との関係における自主性を活用し、良好な超党派による協力の雰囲気を作り出さなければならない。

マクロ経済動向・統計

2023年ポーランドGDP成長率0.2%増【31日】

2023年のポーランドのGDP成長率は0.2%にとどまり、エコノミスト予想の0.5%を下回った。統計効果や家計消費の落ち込み等が、成長率低下の要因となった。しかし、8%という力強い投資の伸びと良好な貿易実績が景気後退を防いだ。2024年を展望すると、エコノミストは、家計の貯蓄と消費習慣に関する不確実性にもかかわらず、潜在的な消費の回

復に牽引され、GDP成長率は約3%になると予測している。ポーランド統計局の発表によると、失業率は2.7%であり、この時期としては過去最低となった。国際通貨基金(IMF)は、ポーランドの2024年のGDP成長率予測を2.3%から2.8%に引き上げ、2025年の3.4%から3.2%に引き下げた。

ポーランド起業家評議会 (PRP) の設立【29日】

ポーランド企業家評議会 (PRP) がポーランド雇用主組織の中に設立された。同評議会は、主要民間企業の代表で構成されている。最も重要な目標として、透明性のある社会的対話 (政府と社会)、法律の予測可能性と明確性 (法律規定の共同作成)、効率的で公正な税制 (税制は起業家精神を支援する効果的な手段であるべき)、海外におけるポーランド企業の支援、政府と企業間の資本協力、欧州における経済的リーダーとしてのポーランドの地位の強化、トップクラスの人材の誘致、科学とビジネスの協力、グリーンエネルギーとeモビリティの開発等を掲げている。

InPOSTのラファウ・ブジヨスカ社長が同会長に就任した。この組織はEmployers of Poland (ポーランド雇用者協会) の一部であり、その理念は、ビジネスにおける障壁の撤廃、法の整備、経済活動の円滑化のための作業や活動に幅広く参加することである。PRPは、年商1億ズロチ以上の企業経営者である個人事業主のみを受け入れ、月会費は4,000ズロチである。同組織は、1年以内に約200人の会員が入会すると見込んでおり、すでに約100人がPRPへの加入を希望している。

デジタル化大臣が諮問チームを設置【30日】

クシシュトフ・ガフコフスキ副首相兼デジタル大臣は、国家運営の特定分野を改善するためにAIを活用するための提言を作成する諮問チーム「PL/AI Artificial Intelligence for Poland」を任命した。ガフコフスキ氏が指摘するように、人工知能の活用は行政の効率化とプロセスの最適化に役立ち、さらにAIはポーランドの経済発展と発展の飛躍のための大きなチャンスである。電子商取引のプラットフォームを運営するCosmose AIの創設者でありCEOのミロン・

ミロニウク氏が率いるチームは、AIが国家運営を現実的かつ測定可能な形で改善する可能性がある分野として、治安、教育、公衆衛生等10分野を既に特定している。

付加価値税が下がる美容業界【31日】

トウスク首相は、選挙公約に沿って、2024年4月1日より美容業界の付加価値税率を引き下げると発表した。トウスク首相が指摘したように、この業界はダイナミックに発展しており、これまでヘアサロン部門などよりも高い税率で付加価値税を支払ってきたため、不公平感が生じていた。首相は「10万人近くの人々がこの業界で働いており、この変更が彼らに安堵と正義感をもたらすことを願っている」と付け加えた。

スキャンウェイ、韓国の宇宙遠隔探査会社との提携を開始【31日】

ポーランドの画像システム開発会社であるスキャンウェイは、2024年1月30日、韓国の衛星製造、リモートセンシング、人工知能の大手企業であるナラスペース・テクノロジー社とパートナーシップ契約を結んだ。この提携は、地球観測用超小型衛星システム、光学機器及びNarShaプロジェクト (メタンを監視する超小型衛星群) の観測用衛星データを開発することを目的としている。最初の実証衛星の打ち上げは2026年第4四半期に予定されており、少なくとも6~12機の衛星を追加する計画である。韓国開発銀行が資金を提供するNarShaは、気候危機に対処することを目的としている。

スキャンウェイの関与により、同社の製品ポートフォリオはヨーロッパ以外にも拡大され、世界の宇宙産業における役割が強化される。

エネルギー・環境

フランス、ポーランド第2原子力発電所建設への関心を確認【29日】

26日、気候・環境省は、フランスが、ポーランドの原子力計画に参加し、同国に2基目の原子力発電所を建設することに関心を持っていることを確認したと発表した。同省はプレスリリースの中で、同26日に、ミウオシュ・モティカ気候・環境副大臣が民生用原子力エネルギー分野での協力を担当するフランス政府高官フィリップ・クルーゼ氏と会談を行ったと発表した。

プレス・リリースによると、モティカ副大臣は、「原子力は、信頼できる電力源として、ポーランドのエネルギー・ミックスの重要な要素になるだろう。原子力は、枯渇した石炭火力発電所の代替としてポーランドを支援する。さらに、柔軟で利用可能な電源として、

原子力エネルギーは再生可能エネルギーの安定的な導入を可能にする。」と述べている。

モティカ副大臣は、ポーランドで2基目となる原子力発電所の建設地を現在探しており、適切な場所が特定されたら、徹底的に調査・分析する必要があると説明した。どのような技術を採用するかは、その後決定される。

ポーランド初の原子力発電所は、ポーランド北部沿岸地域であるルビャトヴォ・コパリノに建設が予定されており、その建設費は200億米ドルと見積もられている。ポーランド中部ウツキエ県のポントヌフは、前政権によって2基目の原子力発電所の建設地として提案されたが、現政権は最終的な投資場所を決定する前に計画を再検討している。

エネルギー転換の遅れ【30日】

電力管理会社イートンが作成した2023年の「エネルギー転換準備指数」報告書において、ポーランドの電力市場は、アクセスが困難で変化が遅いため、投資の障壁となっているとして5段階評価で2番目に低いスコアを獲得した。報告書では、エネルギー・

ミックスに占める再生可能エネルギーの割合が増加し、変革の必要性に対する社会的・政治的認識が高まっているにもかかわらず、送配電網への投資が不十分なため、エネルギー転換は停滞しており、その結果、輻輳（通信困難）や接続の遅れが生じている点が指摘されている。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正（平成30年）に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

旅券のオンライン申請等の開始について

2023年3月27日から旅券の申請手続きをオンラインで行うことができるようになりました。オンライン申請を行っていただければ、在外公館に来館する必要はなくなりますので、是非ご活用下さい。オンライン申請を行うためには、スマートフォンへの在留邦人用旅券申請アプリのインストールやオンライン在留届（ORRネット）への登録が必要となります。なお、新規旅券の受取は、引き続き当館に来ていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細：<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100484349.pdf>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】 展覧会「歌川広重」【2023年11月17日（金）～2024年5月5日（日）】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「歌川広重」が開催中です。歌川広重の作品を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Kraków

【予定】 日本映画祭【2月16日（金）～18日（日）】

ワルシャワの映画館 Elektronik にて「日本映画祭」が予定されています。各映画入場料18PLN。（英語・ポーランド語字幕付）

上映スケジュール：

2月16日（金）19時「三尺魂」加藤悦生監督 2017年

2月17日（土）18時「アイヌモシリ」福永壮志監督 2020年

2月17日（土）20時「おもいで写真」熊澤尚人監督 2020年

2月18日（日）17時「人数の町」荒木伸二監督 2020年

開催場所：Elektronik映画館、Gen. Zajaczka通り7番

主催：在ポーランド日本大使館、国際交流基金、エレクトロニク映画館

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト（http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm）も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス（newsmail@wr.mofa.go.jp）